

## 長野県外国人介護人材受入支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、長野県外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱（令和元年11月1日付け元地福第603号）に基づき、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、民間団体が実施する外国人介護人材の資質向上支援事業に要する経費を助成するにあたり、交付要綱に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 助成対象となる外国人介護人材の資質向上支援事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる内容を盛り込んだ研修実施計画を作成すること。

#### (1) 外国人介護人材を対象にした研修事業

##### ア 研修対象者

県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人とする。また、研修受講者の募集にあたっては、特定の地区や法人で就労する者に限定をせず、県内広く一般に周知を行うこと。

なお、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、上記の研修対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

##### イ 研修内容

介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

##### ウ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者等、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置する等、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行う等、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

##### エ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、

研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施する等、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

#### オ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

#### カ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。なお、国の補助事業として作成された「介護の日本語テキスト」や介護の日本語学習に関する WEB コンテンツを、研修中や研修実施前後に積極的に活用する等、既存の学習ツール等を有効に活用すること。

#### キ その他

本事業は集合研修を基本とするが、研修対象者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、研修内容の一部や研修対象者の一部に対し、研修講師が研修対象者の受入施設に訪問して行う施設訪問型研修等も可能とする。

### (2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業

#### ア 研修対象者

外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員。なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とする。

#### イ 研修内容

外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的とした研修とする。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介等とする。

### (3) 研修講師の養成研修事業

#### ア 研修対象者

上記（1）又は（2）の研修講師（講師予定の者を含む）

#### イ 研修内容

上記（1）又は（2）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修とする。研修内容は、上記（1）の ア又は（2）の研修を適切に実施するための知識・技

術の習得等とする。

#### (4) キャリアアップ支援事業

##### ア 対象者

上記(1)の外国人介護人材を対象にした研修の受講者のうち、特に優秀と認められた者または一定の介護技能及び日本語能力を有する者。ただし、当事業の助成を受けられるのは1人につき1回までとする。

##### イ 助成内容

介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用を助成する。なお、申請にあたっては、対象者が就労する介護施設等において、具体的にどのようなキャリアアップを目指しているか、また、助成金を活用してどのような研修を受講するか等について示すこと。

#### (オンライン方式による研修の実施)

第3条 前条(1)～(3)については、一定の条件を満たす場合においては、オンライン方式による研修の実施が可能である。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、前条(1)～(3)の内容を踏まえて設定すること。

##### (1) 実施要件

研修実施主体が以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。

ア 新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合

イ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合

ウ 研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

##### (2) 実施方法

例えば以下のような実施方法が考えられるが、研修実施主体において、一定の研修内容の質を確保したうえで研修を実施し、研修成果等の確認を行うことができれば、いずれの方法において実施して差し支えない。

ア 研修実施主体において、オンライン方式による研修を配信し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法

イ 研修実施主体において、オンライン方式による研修教材を作成して、管内の受入施設等に配布し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法

##### (3) 教材・マニュアル

教材については、前条(1)については「カ 研修教材」の内容を参考とするほ

か、各研修実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。

また、上記（２）実施方法に応じて、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

なお、研修の実施に当たっては、令和３年度厚生労働省補助事業「介護の日本語学習支援等事業」において作成した、オンライン方式による研修を実施する際の教材やマニュアルを適宜活用すること。

#### （４）対象経費

オンライン方式での研修の実施のために必要な経費であれば対象として差し支えないが、例えば、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみを補助対象とすること。

また、オンライン方式での研修の実施において、前条（１）～（３）と関係ない内容の研修が併せて実施されるような場合や、前条（１）～（３）の研修対象者等以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、前条（１）～（３）の内容又は研修対象者等に係る経費のみを補助対象とすること。

#### （５）その他

前条（１）～（３）において、演習形式での集合研修を実施する場合など、オンライン形式による研修と組み合わせて、適宜、研修実施主体が必要と判断する方法において、より効果的に実施することは差し支えない。

#### （秘密の保持）

第４条 本事業に関して知り得た個人情報を漏洩し、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。

#### （その他）

第５条 第１条から第４条に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 15 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。